

令和3年度の報酬改定により、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）の算定にあたっては、各事業所が基本的指針に基づく「工賃向上計画」（大阪府では「工賃引上げ計画シート」といい、以下「工賃シート」といいます）を作成し、従来の大阪府への提出だけでなく、指定権者への提出も必須となりました。

ここでは、「工賃シート」作成の意義や具体的な手続きについてご説明します。

○「工賃シート」とは

大阪府では、就労継続支援B型事業所等（以下、「事業所」という。）で働く障がい者の工賃水準の向上をめざし、平成19年度以降、「大阪府工賃倍増5か年計画」及び「大阪府工賃向上計画」（3か年計画）を策定し、同計画に基づき事業を実施しております。

また、厚生労働省策定の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』では、「各事業所における取組」として、工賃向上については、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の関係者で経営理念・運営方針を共有していく必要があるとされており、その実現に向け、目標工賃や工賃向上に向けた具体的方策などを盛り込んだ「工賃向上計画」を特別な事情がない限り「すべての就労継続支援B型事業所が作成すること」とされています。

○「工賃シート」に記載する内容

「令和2年度の平均工賃額」、「目標工賃額（大阪府工賃向上計画では前年比8%増としています。）」、「作業内容」、「作業ごとの工賃向上計画」等について記載します。詳しくは、次のページの相談窓口までお問い合わせください。

○工賃シートの提出先について

すべてのB型事業所は、5月末までに大阪府へメールにてご提出ください。

（メールアドレス iiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）

工賃シートは、R3～R5の3か年計画になっていますが、次年度にむけて毎年度末に見直すとともに、変更のあるなしに関わらず、翌年度の5月末までに大阪府にご提出ください。

なお、報酬算定にあたっては、サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）を届け出た事業所は、各指定権者の指定する期日・方法により、上記とは別に計画シートの提出が改めて必要ですのでご確認ください。

＜大阪府の担当＞大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・IT支援グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 [TEL:06-6944-9178](tel:06-6944-9178)

『工賃向上計画支援事業』の御紹介

大阪府では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「大阪府工賃向上計画〔R3～R5〕」を策定しました。本計画に基づき、府内の就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上に向けた各種取組みを「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」に委託し実施しています。

(相談窓口)

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

〒540-0006 大阪府中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館 電話：06-6949-3551

(事業実施内容)

○「工賃シート」策定支援・実行支援

常設相談窓口を設置し、御相談を受け付けています。

◆相談事例

- ・「工賃引上げ計画シート」の作り方が分からない。
- ・販路開拓をどうしたらいいか分からない。
- ・専門家に相談がしたい。
- ・事業経営に悩んでいる。
- ・営業活動をしたいがノウハウがない。など



○共同受注窓口の運営

共同受注窓口とは、障がい者が働く複数の福祉施設等に、依頼された仕事の斡旋・仲介を行う団体・グループのことで、事業受託先である「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」にも設置しています。

○製品(こさえたん)認知度向上に向けた情報発信

- ・「福祉のコンビニ こさえたん」(アンテナショップとして府庁別館1階に設置)
- ・「こさえたんサポーター」(製品を積極的に購入したり普及に努めるといった応援制度)
- ・関連ホームページ (<http://1-challe.com/kouchin/>)